

まちづくり協議会 NEWS



第26号

令和2年2月

[発行] JR芦屋駅南地区まちづくり協議会



令和元年度「臨時総会」を開催しました！

2月1日（土）に上宮川文化センターにて令和元年度の臨時総会を開催しました。

当日は事務局より「第1号議案：令和元年度 活動計画(案)・活動予算(案)」(概要は下記)の提案があり、原案どおり承認されました。

その後、活動計画(案)の内容などについての意見交換が行われました。



臨時総会の議案について

●第1号議案

令和元年度 活動計画(案)

- ① まちづくり協議会ニュース等の広報紙の発行
- ② 役員会、総会等の運営・開催
- ③ 地権者部会の設置・運営・開催
- ④ JR 芦屋駅南地区まちづくり協議会規約の見直し



臨時総会の様子

令和元年度 活動予算(案)

<収入の部>

費 目	予 算 額	摘 要
補 助 金	100,000	市からの補助金
雑 収 入	1	銀行利息等
繰 越 金	30,000	平成28年度からの繰越金
合 計	130,001	

<支出の部>

費 目	予 算 額	摘 要
会 議 費	30,000	総会、役員会等開催費用
調 査 研 究 費	20,000	資料作成等費用
広 報 費	20,000	まちづくり協議会ニュース発行等
通 信 費	50,000	会議案内、ニュース送付等
事 務 費	10,001	消耗品等
予 備 費	0	
合 計	130,001	



意見交換の内容

【主な意見】

（協議会規約に関すること）

- 今までに意見は出尽くしたと思うので、事務局から改正案を提示してはどうか。
→（市）前回（令和元年10月26日開催の「打合せ会」）、事務局が介入し過ぎという意見も頂いています。事務局から提示してほしいということであれば、そのように進めたいと思います。
- 再開事業の事業計画決定はされており、すでに当初の会の目的（規約第3条「本会は、JR芦屋駅南地区の整備について、早期の事業化を図るために必要な事項を、市と協働で具体的に検討し、決定していくことを目的とする」）は達成されているのでは。
- 会を続けるのであれば、目的を再定義すべきではないか。個人的には意見交換の場として残すべきと思う。
- なぜ今になって規約を変えようとしているのか。
→（市）前回（令和元年10月26日開催の「打合せ会」）、総意として活動を再開し規約の改正について議論すべきというご意見を確認できたためです。

（これまでの進め方の整理）

- 規約の改正を決めるための決め方（承認方法）はどうするのか。今の規約に決め方は書いていない。
→（市）それもこの場で議論いただければと思います。
- まちづくり協議会が開かれていなかったせいで、下部組織としての「地権者部会」も開かれなかったことは、市の落ち度だ。
→（市）別途、地権者の皆さま向けの説明会をさせていただいています。

（その他）

- 市が事務局を担って、市の案で進めるのであれば、協議会は再開すべきではない。
- 事務局は市にしてもらいたい。
- 議論は次の定期総会で議案を出してもらってすればよい。

（まとめ） 事務局で頂いた意見をとりとまとめ、規約の改正点などを整理し、議案とする前にはもう一度皆さまに議論をいただきたいと考えています。

■お問い合わせ先

JR芦屋駅南地区まちづくり協議会
(事務局)〒659-8501 芦屋市精道町7-6
芦屋市都市建設部都市整備課
☎ 0797-38-2074
FAX 0797-38-7974
HP: <http://www.city.ashiya.lg.jp/gairo/jrashiyasouth.html>

JR芦屋駅南地区のまちづくり
についてご紹介しています!

JR芦屋駅南地区

検索